

インド政府財政支出の機能的分類

さきやま てるし
崎 山 昭 治

I 機能的分類の概念と定義

本稿では機能的分類の性格として、一応その先駆的成果をあげた国連財政局による産業分類^(註1)とは異なったものを念頭においている。国連のこの産業分類は、経済活動の種類(kind)別分類であり、そこでは、単一原理や基準にこそ準拠してはいないが、活動の種類は、その活動の技術や過程によって定義される(たとえば農業と製造工業間の区分)と同時に、その生産物の性質(たとえばサービスと製造工業間の区分)によっても定義される。その生産物がいかに使用されるかは、ここではたいした意義は与えられず、上記大区分のもとに従属せしめられる^(註2)。したがって、食糧生産は農業ばかりでなく、漁業、林業、サービス業、製造工業にも関連してくる。燃料は鉱業、製造工業、公共施設、林業でも生産される。さらに、リクリエーションはサービス業だけでなく、製造工業からも提供される。このようなわけで、産業分類は基本的には機能的分類ではない。

ここで使おうとしている「機能的」ということばの意味は、GNPにおける個人消費支出とか、家計調査における諸範ちゅうのよって立つ分類原則とほぼ同じとみてさしつかえあるまい。つまり、「機能的な」ものとは国民経済の3部門たる家計、企業および政府によってとり行なわれる諸機能から生ずる必要の種類と解してよからう。これに対して、産業分類は、主体別生産の技術ないし

過程から生ずる活動の種類と解してよいと思う。家計の必要は、一国生産物の生産者および消費者としてのかれらの役割から生ずるのに対し、政府の必要は、社会の全体的欲求の行政官としての役割から生ずるとみるべきであろう。

政府の機能としてはつぎの三つが考えられる。第1に、国家(政府)自身の必要を充足させることであり、第2に消費者の必要を充足させることであり、第3に事業体の必要をみたすことである。これら3者の必要はほぼ明確に区別できるが、その分類はさほど厳密とはいいたいがたいようである。というのは、政府のある特定の機関の活動状況ないしその支出は上記3グループのすべての必要に応えるだろうからである。たとえば、政府による道路開通で企業のトラックばかりでなく、軍用ジープも家庭の自家用車も走るからである。これは政府の他の諸機関の支出についても同様である。しかしこのように、政府活動の機能を受益者の観点から強調しすぎると、分類上、たいへんな混乱と困難をきたすおそれがある。ついでながら、国連財政局における分類体系では、以下の四つの受益者別機能範ちゅうが与えられている。第1に政府、第2に community living、第3に消費者、第4に企業である。だが、ここでも“community living”について財政局はなんの定義も与えていないため、結果として4者間の識別をばやけさせ、多くの問題を残しているのが実状のようだ。国連がこのような範ちゅうを設けたのも、community

development が政府政策の柱の一つであり、概念的にも政策実施のうえでも独立部門を主張する根拠をある程度持っているからであろう。ちなみに日本の場合、伝統的にも現実的にも、かかる community living は他の3部門と対応させて分類はできない。

community living が多くの問題点を残していることの一例をあげるとこうである。「道路および輸送」は地域生活 (community living) に必要なサービスを示すものとなっているので、これは経済サービスとみなされる鉄道や水上輸送とは区別して分類されている。このため、港湾および有料道路は経済サービスのもとに置かれるのに対し、運河や道路は community service に含まれるのである。また有料道路とは反対に、下水、塵芥処理および水道供給は、企業ベースで実施されていながら、すべて community service に含まれている。物価調節、企業の登録、銀行規制、経済計画とか度量衡規正などは、経済サービスでなくて一般行政に含められている。その理由は、これらの実施は全国的で強制的なものであって、これに対応すべき私的部門がないという点にある。

本稿では、政府、家計および企業といった3部門間の分類はおおまかにとっており、したがって機能的範ちゅうの選定においてこの3分割は決定的な要素とはなっていない。本稿におけるインドの政府支出は18に分類されているが、ここで大切なポイントは、政府、家計ないし企業の必要をみたすのに支配的な目的はなにかを決定し、二義的以下のものは捨象して、支配的な機能のもとに従属させるということである。ここでは大きく政府支出を三つに分け、それぞれをまたいくつかに分けて合計18の機能を設定した。これは、国際標準産業分類 (International Standard Industrial Classification)

が低開発国の産業構造を分類する場合にみられるのと同じように、政府支出構造に基づいたものであるが、それでも、日本の政府支出の分類を念頭においたため、community service は独立項目とせず、18の項目のいずれかに分散させている。

さらに前述の受益者主体別の国連の4分類を避けるため、機能(ないし目的)的分类をできるだけ明確ならしめる定義が各カテゴリーに与えられねばならないが、本稿では省略して別の機会に譲った^(注3)。

ISIC における分類の構成単位は機関 (establishment)——たとえば個々の工場、営業所、鉱山、会社、商店など——別になっている。この構成単位のみでは、たとえば一企業内の特定技術部門とは異なり、はっきりした機能を表示しないことが多い。このように、厳密に言えば不十分ではあるが、最終単位は「機関」に求めざるをえない。日本の場合、政府一般会計の歳出が所管別になっているものは、できうるかぎり最終項目にまでわたってその費目の機能(ないし目的)をつきとめる必要がある。具体的にいえば、決算書の款項目のうち、目まで下りてゆかねば、正しい機能的分類は期しがたい。日本の地方政府(都・道・府・県・市・町村)は内務省の『地方財政概要』が明治末期から、統一的な目的別支出分類を行なっているが、これを前述のカテゴリーに分解するには、ひとつひとつ各行政単位の決算書にまで手をつける必要があるが、これは至難のわざというべきであろう。

(注1) United Nations Fiscal Division, *A Manual for Economic and Functional Classification of Government Transactions*, N. Y., 1958, pp. 6, 155~156.

(注2) United Nations, *International Standard Industrial Classification*, N. Y., 1949を参照。

(注3) 拙稿「低開発国の財政支出構造と経済発展に関する統計的研究——とくに日本とインドについて——」、『アジア研究』、アジア政経学会、第2巻2号、

昭和40年7月。

II 資料ならびに分類基準

インドは独立を境にして、領土、人口のカパレージが戦前戦後と異なるほか、行政制度や財政組織にも大きな変化を遂げたため、日本のような一定の国土によって立つところの長期的趨勢は、国民所得にしても財政統計についてもえられない。本稿の数字は各政府主体の決算書による本格的な分類によったものでないことをあらかじめ断っておきたい。使用した原統計は、1936/37年については Government of India, *Statistical Abstract for British India, 1939/40* を使用した。これは中央・州政府をカバーしている。

1952/53年度の中央政府、1957/58年度の中央、州政府の会計については Central Statistical Organization, Department of Statistics, Government of India, *Statistical Abstract of Indian Union* から分類した。なお本書からは1952/53年度の州政府歳出をも利用した。

中央政府の1962/63年度(実績)、1963/64年度(改訂)および1964/65年度(予算)については、*The Gazette of India* の特集 “Government of India Budget of the Central Government for 1964-65 as Finally Adopted” を使用した。戦前のインドの国民所得推計資料で信頼すべき数字は出ていないため、戦後のみに限った。戦後国民所得については UN, *Monthly Bulletin of Statistics*, No. 1, 1964 を使用した。

なお本稿に掲げる分類の基礎データとしては、はなはだ不十分ながら財政パターンの歴史的な流れを大づかみにする目的から M. H. Gopal, *Studies in Indian Public Finance*, 1963, Mysore の統計

数字を1900年から1950年について分類した。もちろんこれが本稿における他の統計と矛盾なく組み合わせられるとは思われない。

以下に掲げるのは前述の *The Gazette of India* 記載の諸項目を前節の方法に組み替えたものである。

インド中央政府歳出の機能的分類の構成

1. 主として公行政

1 a 立法行政

議会費、州および中央管轄地行政費、一般行政費、会計検査、事務費用度費、雑費、内帑金および Indian Rules, 文房具および印刷費、特別支出費、支度金

1 b 財政

関税費、消費税徴収費、法人税費、法人税を除く所得税費、財産税費、贈与税費、地租収入費、州消費税費、自動車税徴収費、売上税費、その他の税および手数料費、印紙収入費、登録費、債務に対する利子支払い

1 c 外交

対外費

1 d 軍事

国防費、国家非常事態に関する支出

1 e 司法および警察

司法行政費、刑務所、警察費、麻薬費

2. 主として社会開発

2 a 教育

教育

2 b 研究・科学

科学関係費

2 c 保健

医療費、公衆衛生費

2 d 社会福祉

第1表 インド：中央・州政府の一般会計支出と総額に対する百分比

(単位：1000万ルピー<時価>)

経費の機能的分類	1900/01		1913/14		1920/21		1929/30		1939/40		1949/50	
		比率 (%)										
1 主として公行政	37.7	49.3	55.1	64.9	124.9	82.6	143.6	73.5	150.3	71.3	398.8	66.3
1 a 立法・行	2.0	2.6	9.6	11.3	—	—	43.5	22.3	33.7	16.0	98.7	16.4
1 b 財	3.2	4.2	2.3	2.7	16.4	10.8	19.3	9.9	47.0	22.3	63.8	10.6
1 c 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 d 軍	23.7	31.0	29.8	35.1	87.4	57.8	59.0	30.2	50.2	23.8	183.0	30.4
1 e 司法・警察	8.8	11.5	13.4	15.8	21.1	13.9	21.8	11.2	19.4	9.2	53.4	8.9
2 主として社会開発	9.2	12.0	8.3	9.8	13.1	8.7	21.7	11.1	18.5	8.8	71.0	11.8
2 a 教	7.6	9.9	4.8	5.7	7.8	5.2	14.5	7.4	13.1	6.2	49.4	8.2
2 b 研究・科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 c 保健	1.6	2.1	3.5	4.1	5.3	3.5	7.2	3.7	5.4	2.6	21.6	3.5
2 d 社会福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 e 宗教・文	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 f その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 主として経済開発	5.2	6.8	8.2	9.7	17.1	11.3	18.4	9.4	8.9	4.2	52.9	8.8
3 a 運輸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 b 通信	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 c 第1次産業	5.2	6.8	12.0	14.1	13.7	9.1	14.2	7.3	7.7	3.7	42.3	7.0
3 d 第2次産業	—	—	0.7	0.8	2.6	1.7	4.2	2.1	1.2	0.6	10.6	1.8
3 e 第3次産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 f その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 分類不可能	24.3	31.9	13.3	15.7	27.0	17.8	11.8	6.0	33.0	15.7	79.0	13.1
合計	76.4		84.9		151.3		195.5		210.7		601.7	

(注) 運輸業(鉄道)は除外した。確立された国民所得統計がないためそれとの対比ができなかった。

(出所) 筆者推計。原資料は M. H. Gopal, *Studies in Indian Public Finance*, 1963, Mysore.

第2表 インド：中央・州政府一般会計歳出の統合(歳出総額に対する百分比)

経費の機能的分類	中央政府(純計)					州政府(純計)			統合		
	1936/37	1952/53	1957/58	1962/63	1964/65	1936/37	1952/53	1957/58	1936/37	1952/53	1957/58
1 主として公行政	89.1	74.0	59.7	76.0	82.3	56.8	35.1	34.9	73.0	53.3	47.4
1 a 立法・行	4.8	4.5	3.5	8.8	11.7	15.0	9.7	8.2	9.9	7.2	5.8
1 b 財	20.6	15.9	14.7	24.6	22.4	14.3	9.8	13.9	12.5	12.6	14.3
1 c 外	—	1.1	1.0	1.1	1.0	—	—	—	—	0.5	0.5
1 d 軍	55.2	51.9	39.4	39.0	45.5	—	—	—	27.6	24.2	19.7
1 e 司法・警察	9.1	0.6	1.2	2.5	1.8	27.4	15.7	12.8	18.3	8.7	7.0
2 主として社会開発	1.9	3.5	7.3	7.3	6.5	24.3	26.7	27.5	13.1	15.9	17.4
2 a 教	0.3	0.9	3.0	2.4	2.5	17.0	17.0	18.6	8.7	9.5	10.8
2 b 研究・科	0.7	1.7	2.4	2.3	2.0	—	0.1	0.2	0.4	0.8	1.0
2 c 保健	0.5	0.4	1.9	0.9	0.8	7.3	7.8	7.3	3.9	4.4	4.6
2 d 社会福祉	—	—	—	0.2	—	—	1.7	1.4	—	0.9	0.7
2 e 宗教・文	0.3	0.5	0.5	0.9	0.3	—	—	—	0.2	0.2	—
2 f その他	—	—	—	1.0	0.8	—	—	—	—	—	1.6
3 主として経済開発	4.5	7.3	21.1	9.3	5.9	19.0	24.7	27.0	11.8	16.1	24.1
3 a 運輸	3.3	4.5	3.1	2.3	1.8	11.7	9.4	7.3	7.5	7.1	5.2
3 b 通信	—	—	—	0.1	0.1	0.8	—	—	—	—	—
3 c 第1次産業	0.6	1.3	5.9	1.5	1.2	3.7	10.0	14.4	2.2	6.0	10.2
3 d 第2次産業	—	1.5	11.6	4.9	2.4	1.3	5.3	5.1	0.7	3.5	8.4
3 e 第3次産業	0.2	—	—	—	—	—	—	—	0.1	—	—
3 f その他	0.2	—	0.4	0.5	0.4	1.4	0.1	0.2	0.8	0.1	1.0
4 分類不可能	4.6	15.1	11.8	6.6	5.2	—	13.4	10.6	2.3	14.2	11.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 筆者推計。中央政府の1964/65年度は予算。

第3表 インド：中央・州政府の一般会計歳出(純計)とその統合 (単位：1000万ルピー(時価))

経費の機能的分類	中央 政 府					州 政 府			統 合		
	1936/37	1952/53	1957/58	1962/63	1964/65	1936/37	1952/53	1957/58	1936/37	1952/53	1957/58
1 主として公行政	85.23	274.4	416.0	884.0	1,340.3	40.64	149.1	242.3	93.50	423.5	658.3
1 a 立 法・行 政	4.58	16.5	24.2	102.3	190.5	10.77	41.1	56.9	10.77	57.6	81.1
1 b 財 政	19.19	58.9	102.4	285.9	364.1	10.22	41.4	96.6	10.22	100.3	199.0
1 c 外 交	—	4.2	7.0	12.9	16.5	—	—	—	—	4.2	7.0
1 d 軍 事	52.86	192.4	274.0	454.2	740.7	—	—	—	52.86	192.4	274.0
1 e 司 法・警 察	8.60	2.4	8.4	28.7	28.5	19.65	66.6	88.8	19.65	69.0	97.2
2 主として社会開発	1.82	12.9	50.9	84.9	106.2	17.40	113.3	191.1	17.40	126.2	242.0
2 a 教 育	0.30	3.3	21.0	28.2	40.9	12.19	72.3	129.3	12.19	75.6	150.3
2 b 研 究・科 学	0.74	6.2	13.2	27.1	31.9	—	0.4	1.1	—	6.6	14.3
2 c 保 健	0.47	1.4	13.2	10.3	13.2	5.21	33.2	51.0	5.21	34.6	64.2
2 d 社 会 福 祉	0.01	0.1	—	2.1	0.1	—	7.4	9.7	—	7.4	9.7
2 e 宗 教・文 化	0.30	1.9	3.5	5.3	5.5	—	—	—	—	1.9	—
2 f そ の 他 社 会	—	—	—	11.8	13.8	—	—	—	—	—	21.8
3 主として経済開発	4.28	27.2	147.1	107.7	96.7	13.58	104.8	187.3	13.58	132.0	334.4
3 a 運 輸	3.20	16.6	21.3	26.4	28.8	8.35	39.7	50.6	8.35	56.3	71.9
3 b 通 信	—	—	—	1.4	1.6	0.59	—	—	0.59	—	—
3 c 第 1 次 産 業	0.54	4.9	41.4	17.4	20.2	2.68	42.4	100.1	2.68	47.3	141.5
3 d 第 2 次 産 業	0.08	5.7	81.8	57.2	38.8	0.94	22.3	35.1	0.94	28.0	117.0
3 e 第 3 次 産 業	0.22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 f そ の 他 経 済 開 発	0.24	0.4	2.6	5.3	7.2	1.02	0.4	1.5	1.02	0.4	1.5
4 分類不可能	4.38	55.9	81.8	77.2	84.8	—	57.0	73.7	—	112.9	155.5
合 計	95.71	370.4	695.8	1,163.3	1,627.9	71.62	424.2	694.4	260.83	794.6	1,390.2

(注) 筆者推計。

第4表 インド：中央・州政府一般会計歳出の統合 (国民所得に対する百分比, %)

経費の機能的分類	中央 政 府 (純 計)				州 政 府 (純 計)			統 合		
	1936/37	1952/53	1957/58	1962/63	1936/37	1952/53	1957/58	1936/37	1952/53	1957/58
1 主として公行政	6.0	2.70	3.65	5.74	2.8	1.47	2.13	8.8	4.17	5.77
1 a 立 法・行 政	0.3	0.16	0.21	0.66	0.7	0.40	0.50	1.0	0.56	0.71
1 b 財 政	1.3	0.47	0.90	1.86	0.7	0.40	0.85	2.0	0.87	1.75
1 c 外 交	—	0.04	0.06	0.08	—	0.01	—	—	0.05	0.06
1 d 軍 事	3.7	1.79	2.40	2.95	—	0.09	—	3.7	1.88	2.40
1 e 司 法・警 察	0.6	0.24	0.07	0.19	1.4	0.66	0.78	2.0	0.90	0.85
2 主として社会開発	0.1	0.13	0.45	0.55	1.2	1.12	1.68	1.3	1.25	2.20
2 a 教 育	—	0.03	0.18	0.18	0.8	0.71	1.13	0.8	0.74	1.32
2 b 研 究・科 学	—	0.06	0.12	0.18	—	0.04	0.10	—	0.10	0.22
2 c 保 健	—	0.02	0.12	0.07	0.4	0.33	0.45	0.4	0.35	0.57
2 d 社 会 福 祉	—	—	—	0.01	—	0.07	0.09	—	0.07	0.09
2 e 宗 教・文 化	—	0.02	0.03	0.03	—	—	—	—	0.02	—
2 f そ の 他 社 会	—	—	—	0.08	—	—	—	—	—	—
3 主として経済開発	0.3	0.27	1.29	0.70	0.9	1.03	1.64	1.2	1.30	2.93
3 a 運 輸	0.2	0.16	0.19	0.17	0.6	0.39	0.44	0.8	0.55	0.63
3 b 通 信	—	—	—	0.01	—	—	—	—	—	—
3 c 第 1 次 産 業	—	0.05	0.36	0.11	0.2	0.42	0.88	0.2	0.47	1.24
3 d 第 2 次 産 業	—	0.06	0.72	0.37	—	0.22	0.35	—	0.28	1.07
3 e 第 3 次 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 f そ の 他 経 済 開 発	—	—	0.02	0.03	—	0.04	0.01	—	0.01	0.03
4 分類不可能	0.3	0.55	0.72	0.50	—	0.56	0.64	0.3	1.11	1.36
合 計	6.6	3.65	6.10	7.55	5.0	4.18	6.09	11.6	7.83	12.19

(注) 筆者推計。

community development projects, 国民エ
キステンション・サービス, 地域開発事業,
飢餓救済費

2 e 宗教・文化
放送費

2 f その他社会
その他社会開発機関費, 地域開発費

3. 主として経済開発

3 a 運輸
海運商船費, 灯台および標識船費, 航空費,
道路および水運計画実施費, 公共事業費,
港湾および水先案内費

3 b 通信
対外通信事業費

3 c 第1次産業
農業費, 畜産費, 協同組合費, 多目的河川
スキーム, 灌漑, 築堤および排水事業費,
森野費

3 d 第2次産業
電力計画, 工業費

3 e 第3次産業

3 f その他経済開発
労働および雇用費

4. 分類不可能

雑費, 年金および退職手当金, Territorial and
political pensions

一般会計歳出からの除外費目 (excluded expen-
ditures) として以下のものがある。

債務軽減ないし回避のための手当金
収入に見合う産業開発のための資本支出
中央消費税に占める州政府分の支払い
州および連邦直轄政府に対する贈与
中央, 州および連邦直轄政府間の諸調整
その他の贈与ならびに調整

III 統計処理上の諸問題

— トランスファー・ペイメントと
政府企業について —

国民所得会計における勘定を矛盾なく成立させるためには, 3者間の取引関係が明確にされることを条件とする。この条件が成り立つには3部門の分割がはっきりしていなければならない。3部門間の境界を截然とすることは, 家計・企業に対する政府部門の勘定の大きさを決定することを意味する。総体的な政府部門の勘定は統合勘定 (consolidated accounts) を行なって初めて可能である。またその大きさは, 各政府主体 (中央政府, 州政府以下末端の地方自治体) のそれぞれの取引勘定を政府そのものの取引と, ごくあいまいな意味で使用されている主体 (特別企業会計とか財政投融资的取引会計) との分離によって, 決定されねばならない。政府部門の範囲ということがここでの大きな問題である。日本の場合, 特別会計, 政府関係機関のほか, 政府企業として公団その他特別法に基づいて設立された特殊法人があって, それらの多くを中央財政では企業会計とみなしてきた。しかしこれらのどれをどの範囲まで政府企業として政府部門に含め, どれを民間企業として政府部門の枠外に置くかについては一定の判断基準がなかったといえよう。昨年2月に国民経済計算審議会が発表した資料^(注4)によれば, 政府企業としてつぎの2点を挙げている。(1) 政府が全額出資しており, かつ(2) 政府の強度の監督下におかれている企業であることである。このほか制度的な分類も加味し, 上記の基準に該当しなくても, 業務内容が国家目的からみて, とくに政府部門とみなすのが適当と考えられるものは含めてもよいと述べてい

第 5 表 中央政府から州へのトランスファー

(単位: 1000万ルピー)

	第1次5 カ年計画 全期実績	第2次5 カ年計画 全期実績	1962/63 年度実績	1963/64 年 改訂予算	1964/65 年度予算
I 税収入中の〔州分〕					
1. 州へ分けられる税の州分					
(イ) 所得税	278.24	374.67	95.27	119.29	108.45
(ロ) 連邦消費税	46.06	152.96	79.38	92.38	93.86
2. すべて州のために生ずる税					
(イ) 相付続税	2.44	12.67	3.88	4.22	4.27
(ロ) 附加消費税	—	128.27	45.89	43.61	47.11
(ハ) 鉄道旅客運賃税	—	42.56	—	—	—
小計 (1+2)	326.47	711.13	224.06	259.50	253.69
II 3. 一般会計からまかなわれる交付金					
(イ) 憲法 273 条	14.45	12.60	—	—	—
(ロ) 憲法 275 条(1)の本文	27.03	152.99	61.43	61.75	63.50
(ハ) 同上但書	13.45	33.89	6.74	7.43	13.36
(ニ) 憲法 278 条	49.47	—	—	—	—
(ホ) C 部類州および連邦直轄領の歳入不足に充てる交付金	19.79	4.37	—	17.27	25.81
(ヘ) 州再組織法74条による交付金	—	7.65	—	—	—
(ト) 警察部隊への支払い	—	2.12	3.35	4.28	7.04
(チ) 農業諸計画, 酪農, 地方開発	15.69	39.59	11.71	19.53	23.99
(リ) 森林開発	0.50	5.65	2.31	3.28	4.66
(ヌ) 村落開発諸計画	14.89	65.89	25.35	22.40	29.05
(ル) 教育計画, 科学振興, 村落聴取計画	15.42	65.69	25.09	30.50	38.25
(レ) 医療, 保健計画	6.96	51.76	18.86	17.99	17.91
(ロ) 「後進階層」の福祉	8.75	19.41	5.25	5.50	9.87
(ハ) 零細工業開発計画	1.76	27.71	9.00	4.90	7.06
(ニ) 救済および復員計画	36.22	48.61	2.33	1.88	2.07
(ホ) 労働および雇用	—	10.38	5.19	6.89	8.51
(ロ) 金獲得のための補助金	—	7.52	2.58	0.12	—
(ハ) 天災	17.41	16.98	1.87	2.50	5.00
(ニ) 低給与公務員の給与引上げのための補助金	—	53.45	0.21	—	—
(ホ) 法人税改正に伴う所得税中の「州分」減少に堪える州政府への支払い	—	26.35	1.49	—	—
(ロ) 鉄道旅客運賃税に代わる補助金	—	—	12.50	12.50	12.50
(ハ) 国境地方の開発	—	0.60	1.93	3.21	3.89
(ニ) その他	6.22	15.31	2.95	8.69	8.89
小計	248.01	667.93	200.41	230.62	281.36
4. 資本金からまかなわれる補助金					
(イ) 地方開発工事	12.66	18.76	4.34	6.46	8.15
(ロ) 工業上の住宅建設・スラム整理	4.65	12.46	3.49	2.47	5.57
(ハ) 経済上および州際上重要な道路	3.93	17.28	9.96	12.17	12.25
(ニ) 「中央道路基金」からの交付金	15.93	18.96	2.28	4.10	4.50
(ホ) 「全国水利計画」	2.52	7.83	1.17	1.30	2.00
(ロ) その他	—	2.73	—	0.05	0.25
小計	39.69	78.02	21.78	26.55	32.77
交付金合計	287.70	745.95	222.19	257.17	314.08
III 貸付金					
(イ) 灌漑・多目的河川計画	252.48	309.58	77.33	58.18	66.25
(ロ) 各種開発	171.36	259.28	175.02	187.39	210.71
(ハ) 農業生産, 畜産, 酪農, 漁業, 森林, 土壌保全計画	109.96	173.22	71.44	76.56	93.13
(ニ) 更生復員目的	47.96	29.08	3.53	4.14	1.98
(ホ) 工業上の住宅, その他住宅, 土地取得計画	19.94	57.65	10.84	5.70	9.25
(ロ) 村落開発計画とその付帯事業	13.83	47.47	16.11	14.30	18.76
(ハ) 天災, 立遅れ未開発地域における恒久的改善	29.24	25.24	7.71	2.00	2.00
(ニ) 中央集中化された市場借入公債取得金からの貸付金	—	—	—	101.00	—
(ホ) 家内工業, 零細工業の開発	—	39.21	11.46	5.33	6.32
(ロ) 零細貯蓄のうちの「州分」	153.76	229.89	46.96	72.00	75.00
(ハ) その他	—	240.22	103.15	99.48	122.40
貸付金小計	798.53	1,410.84	523.55	626.08	605.80
総計 (I+II+III)	1,412.97	2,867.92	969.80	1,142.75	1,173.57

(出所) Economic Bureau, Reserve Bank of India, Budget of the Indian Union for 1964/65.

る。本稿ではこれとかなり異なって、政府企業の基準として、その企業主体の支出財源の過半数が政府の一般会計からまかなわれているものを政府企業とし、しからざるものを非政府企業としている。したがって政府監督の強弱の度合いとか制度的な政府との関係の度合いなどは問題としない。さもなければ、国によって大きく異なる公共企業体の分類はどのような基準も一般普遍性を欠くことになるからである。この単一基準にてらして、インドの一般会計から鉄道、郵便、通信、灌漑事業会計は一般会計から除外し、民間企業とみなした。このため、本稿における機能的分類の運輸、通信、第1次産業は、もとの決算（予算）書よりもかなり少額となっている。

第5表は中央政府から州政府に対して行なわれた振替支出を示している。政府間振替は中央政府内部の振替（州・市町村政府も同様）と中央⇄地方政府の振替があり、その取引量と方向ならびにその機能的性格を把握することによってはじめて一国政府全体としての統合会計が成立する。その意味では、筆者が掲げた統合の諸表は、末端の市町村政府がはいっていないため、単なる中央・州政府の統合にすぎない。現段階をもってしては、インドの場合、末端の地方自治体をも網羅した統合会計を作成するのは無理であろう。さらに日本の決算書のように、くわしいデータによる款項目のうち目の次元までさかのぼって分類する必要があるが、現在ではそのようなデータが入手できないし、かりにあって膨大な分類作業の量と複雑さからいって無理と思われる。

前述の日本の国民経済計算審議会資料による振替支出の概念規定では、国民所得の循環過程において政府から個人への移転支出を明確にすることの重要性がまず強調されている。ここで問題にす

べきは政府の財貨サービスの購入と振替支出との区別であるが、上掲資料のいうように、不特定多数の国民を対象として共通に支出されるものは財貨サービスの購入とし、国民福祉に関する所定の社会的基準に該当する特定範囲の個人を給付対象とする支出のみを振替支出とすべきであろう。

このほかぜひとも言及すべき重要なものとしてインドの公営企業と政府財政との取引諸関係、ならびにそれら企業が、国民所得会計上いかなる基準のもとに処理さるべきかについても述べるべきであるが、地方政府一般ならびに政府投資などの諸問題などをも含めて後日考察することにした。

（注4） 経済企画庁経済研究所編、『季刊国民経済計算』、第4号 No. 4、昭和39年2月、15～26ページ。

IV 結 論

データの許す範囲でおおまかにインドと日本の政府一般会計の機能的支出の規模とパターンの変化を長期間にわたって観察した結論を以下に列挙してみよう。

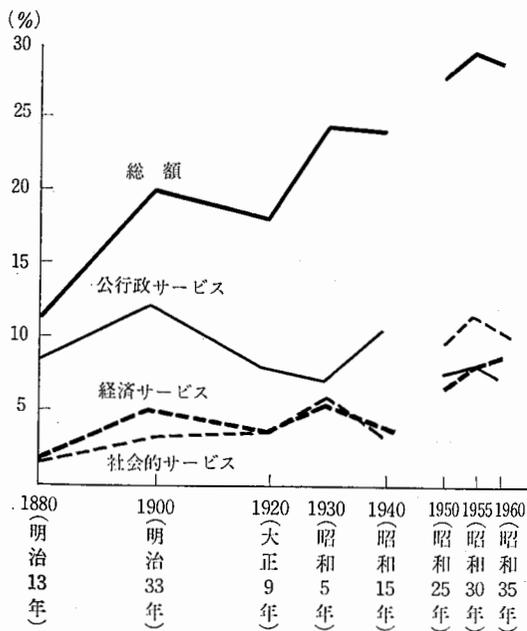
1. 支出規模

日本の場合、国民所得に占める政府（統合）一般会計支出総額の割合は1880年（明治13年）の11.3%から、ほぼ一貫して増加し、1960年の29.1%に達している。正確な推計ではないが、筆者の概算では、明治元年～10年の平均は9%台であった。強力な中央集権的国家統一の緒を開き、経済・社会・政治その他あらゆる面で政府先導の政策を遂行した日本においても、政府財政部門の規模は相対的に小さかったといえる。インドについては戦前の国民所得統計が確立されていないことと、領土の分割などで、日本と同期の長期的な変化は観察できないが、1930年代の財政規模は6～7%台であ

ると考えられる。これは市町村財政を含んでいないが、これを含めても10%を上回ることはないであろう。1957/58年のそれは12.2%である。2カ国だけの推計から一般化するのは危険かもしれないが、他の先進国の財政規模の歴史的变化から推してみても、1人当たり国民所得水準が高まるにつれて政府の財政規模は拡大する傾向をもつと考えられる。

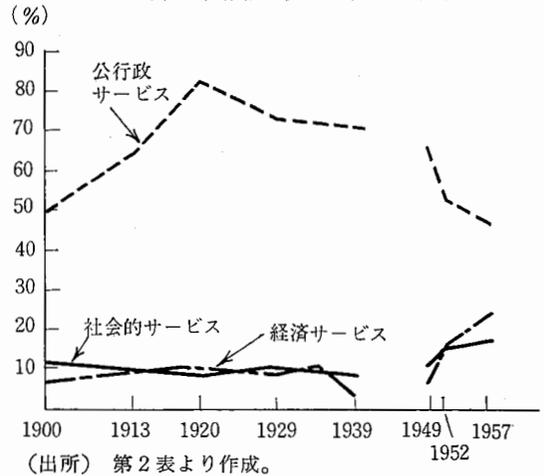
これをさらに中央・地方財政の規模についていえば、経済・社会開発の進展は必然的に地方財政の相対的規模を大きくする傾向をもつこと。日本の場合、中央政府の国民所得に対する割合は1920年の10.4%から64年には12.8%となったのに対し、地方政府は同じ期間に7.7%から16.3%と高まっている。インドの場合、1936/37年に州政府の中央政府支出（100%）に対する割合は73%であ

第1図 日本、国民所得に対する一般会計歳出の百分比とその機能的構成（統合会計）

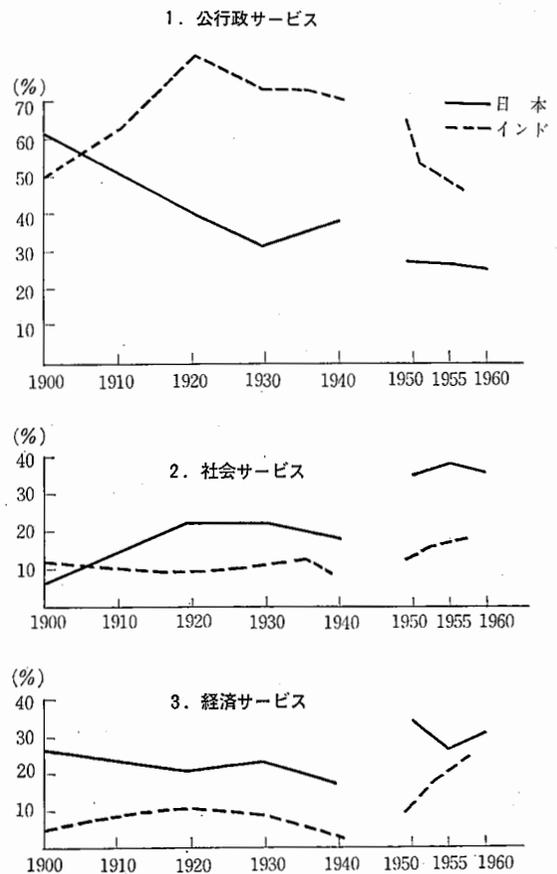


(出所) 筆者推計。

第2図 インド、一般会計歳出総額（統合会計）に対する各機能別支出の割合 (%)

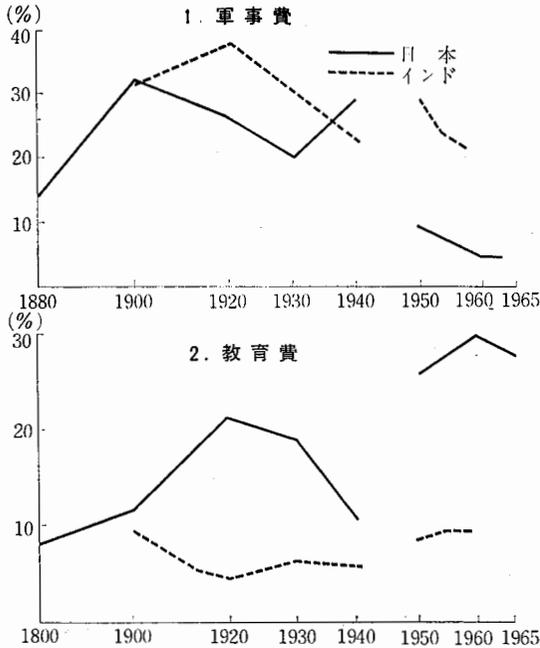


第3図 日本とインドの機能別支出パターンの比較（それぞれの支出総額の百分比）



(出所) 第2表より作成。

第4図 日本とインド、軍事費と教育費の一般会計歳出総額に占める比率



(出所) 第2表その他より作成。

ったのが、1957/58年には99.9%と漸次高まっている。これは経済・社会（教育を含めた）開発の拡大に伴う地方自治体の役割が、中央政府の治安や政治行政一般よりも相対的に比重が高まることを反映していると思われる。

2. 機能的支出パターンの変化

経済発展の初期段階では公行政サービスが他のサービスよりも著しく高い（第1、2図参照）。これは一国の存立のために、経済・社会等のサービスよりも、政府が一国の対外的安全保障（軍事費）と対内的治安の維持（警察費・司法費）、ならびに権力秩序の確立（立法・行政費）の分野で大きな役割を負わされるからであろう。

このような事実によって各国の軍事費をみると、その国民所得ないし政府支出総額に占める割合の大きさのみで、公行政サービス費（ないし軍事費）の大きさの是非を評価するのは当をえないと

思われる。日本の場合、経済・社会サービス部門はいずれも高い公行政サービス（とくに軍事費）の重圧下で、1930年ごろまで緩慢に相対的比重を高め（第1図）、1945年以降爆発的な高まりをみるにいたった。インドは植民地時代において、公行政サービス対経済・社会両サービスのアンバランスは戦前の日本よりも極端に大きく（第2図）、植民地的財政パターンの典型たることを想起せしめる。戦後におけるその歪みの急速な是正への歩みは第2図ではっきり看取される。

以上でインドの戦前戦後の政府財政支出の機能的パターンを瞥見したのであるが、今後は、インドについてより正確に、より詳細に分類し分析するとともに、アジアの他の諸国について同様な考察と作業を試みるつもりである。

(総務部)